

●香川県告示第312号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において平成25年6月21日から10年間閲覧に供する。

平成25年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 竣功認可年月日

平成25年6月14日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日町3丁目531番から448番10を経て448番12に至る地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、43の地点から118の地点までを順次結んだ線及び118の地点と43の地点を結ぶ平成19年の秋分の満潮位（D. L. +2.51メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

43の地点	四等三角点朝日（北緯34度21分42.2177秒、東経134度4分31.4448秒）から201度46分14秒、1,704.29メートルの地点
79の地点	43の地点から94度7分11秒、47.61メートルの地点
78の地点	79の地点から185度22分55秒、23.87メートルの地点
77の地点	78の地点から232度46分45秒、21.00メートルの地点
118の地点	77の地点から184度6分46秒、0.60メートルの地点

(3) 面積

9,971.48平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第41018-4号